

令和2年12月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和2年12月7日
武雄市農業委員会

令和2年12月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和2年12月7日（月）
（開会）15時00分 （閉会）16時00分

2. 場 所 武雄市文化会館ミーティングホール

3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	中尾 和則	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	末藤 良郎	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	中島 薫	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	川内 正美	○	
7	中村 一明	○		17	山口 武美	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	松尾 隆雄	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
 渕 良昭、諸岡登志彦、小柳 満、小田康信、西村栄義、荒川宏文、諸岡秀一、
 笠原 武、中島敏秋、小柳信博、小淵 博、大宅 潔、光岡政範、山口 浩、
 松岡義信、田淵清徳、下平秀昭、永尾廣次、鈴山春樹、宮原洋昭、平川 香、
 黒岩一則、橋口和彦、立川浩吉（以上24名）

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	12件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	7件
議案第4号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び 農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第5号	武雄市農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第6号	武雄市非農地証明申請について	4件

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 みなさんこんにちは。定刻になりましたので、令和2年12月の農業員会「総会」を始めさせていただきます。本日は、農表委員全員の出席となっており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは会長、よろしくお願いします。

《議事録署名人の指名・報告事項》

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただいまから、令和2年12月の武雄市農業委員会総会を開会します。

今回は議案第1号から第6号までの審議をお願いします。本日の議事録署名人に、12番 古川さゆり委員、17番 山口武美委員を指名します。

それでは、議案審議に入ります前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局

では、事務局からの報告事項です。

(報告)

以上、ご報告申し上げます。

会 長

事務局から報告がありましたが、皆様からお尋ね等はございませんか。

(無し)

特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 それでは、議案第1号を議題とします。

農地法第3条の規定による許可申請が12件提出されています。この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。失礼いたします。それでは、議案第1号について御説明をさせていただきます。総会議案をお開きください。

申請番号1番。権利の内容については、所有権の移転になっております。土地は〇〇にあります田2筆、畑1筆。面積が3筆合計の3566㎡となっております。譲渡人、農業後継者がいない、譲受人、自身所有地の隣接地で管理がしやすいということで、申請が提出をされております。農地の価格につきましては、正式に許可が出た後の話し合いでの決定となっております。

申請番号2番。権利の内容は所有権の移転になっております。土地は〇〇町にあります田1筆の、面積が2778㎡です。譲渡人は農業後継者がいない、譲受人は経営規模拡大のためということで、申請が提出されております。農地の価格につきましては、この1枚で〇〇円となっております。

続きまして、申請番号3番。権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇町にあります田1筆、畑2筆。面積が合計の605㎡です。譲渡人、市外在住で管理が出来ない、譲受人、自宅近くで管理がしやすいということで申請が提出されております。農地の価格につきましては3筆で〇〇円となっております。

続きまして、申請番号4番。権利の内容については所有権の移転になっております。土地は〇〇町の田1筆、面積が201㎡です。譲渡人、市外在住で管理ができない、譲受人、「わのう」のため管理がしやすいということで、申請が提出をされております。農地の価格につきましては、無償のため発生をしておりません。

続きまして、申請番号5番。権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇町にあります畑1筆の、面積1225㎡です。譲渡人、市外在住で管理できない、譲受人、自宅隣地で管理がしやすいということで、申請が提出をされております。農地の価格につきましては無償譲渡ということで、発生をしておりません。

続きまして、申請番号6番。権利の内容は所有権の移転になっております。土地は〇〇町にあります田1筆の、面積が243㎡です。譲渡人、農業後継者がいない、譲受人、「わのう」で管理がしやすいということで、申請が提出をされております。こちらにつきましても、農地価格については無償譲渡ということで、発生をしておりません。

続きまして、申請番号7番。権利の内容は所有権の移転になっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の、面積が423㎡です。譲渡人は農業後継者がいない、譲受人は自宅近くで管理がしやすいということで、申請が提出をされております。農地の価格につきましては、こちらは無償譲渡のため、発生をしておりません。

続きまして申請番号8番。権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇町にあります田1筆、畑1筆。面積が2筆で2020㎡です。譲渡人は自身が経営する旅館の近くにあり、旅館で使用する野菜を栽培したいということで申請が提出されております。農地の価格につきましては1反当り〇〇円となっております。

続きまして申請番号9番。権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇町にあります田1筆。面積が1584㎡です。譲渡人、市外在住で管理ができない、譲受人、現在も耕作をしているということで、申請が提出をされております。農地の価格につきましては、1反当り〇〇円です。

続きまして、申請番号10番。権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇町にあります田2筆。面積が合わせて995㎡です。譲受人、市外在住で管理ができない、譲受人は現在も管理をしているということで、申請が提出をされております。農地の価格につきましては、1反当り〇〇円となっております。

続きまして申請番号11番。権利の内容は所有権の移転になっております。土地は〇〇町の田9筆、畑6筆。面積が合計で14464㎡です。譲渡人、市外在住で管理ができない、譲受人、現在も耕作及び管理をしているということで、申請が提出をされております。農地の価格につきましては、無償譲渡ということで発生をしております。

こちらの申請につきましては名義を変えたいということで、譲受人の方がご相談にいらっしゃったものでして、現状農地をしているものにつきましては、この3条申請で申請をいただいております。それと荒廃して農地の現況がなく、のうちものにつきましては、この後の議案第6号の方で分けて申請をいただいているものになります。

最後に申請番号12番。権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇町にあります畑3筆の、面積が3筆合計の2569㎡です。譲渡人は農業後継者がいない、譲受人は、近隣に自身の農場を所有、耕作しているため、管理がしやすいということで、申請が提出をされております。農地の価格につきましては、1反当り〇〇円となっております。

以上、申請番号1番から11番につきましては、全て3つの判断基準を満たしていると判断しております。

12番につきましては、下限面積の判断基準以外は満たしていると判断をしております。12番につきましては、経営面積の欄を御確認いただければわかると思いますけれども、譲受人になっている〇〇社長さんにつきましては、自身が経営をされている株式会社〇〇の方に所有地の大半を貸し付けられていますので、〇〇さん個人の経営面積というのはですね5反以下となっております。しかし、江口さんの貸付先の株式会社〇〇の代表者でもありますので、個人の経営面積が5反なくても、新規、個人で農地を取得しても問題ないということで、こちらの件につきましては、佐賀県農業会議の方に確認済の案件となっております。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

会 長 私の担当が5番でございましたが、5番については叔父さんから相続でいただいていたということで、帰って来る気持ちはありませんということで、もう本家に無償で戻すということでありましたので、承諾をいたしました。

会 長 ほかに無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので質疑をとどめます。
議案第1号、農地法第3条の規定による12件の許可申請については、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第1号、農地法第3条の規定による12件の許可申請については、許可することに決しました。

————— 《議案第2号 農地法第4条 許可申請》 —————

会 長 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題とします。農地法第4条の規定による許可申請が2件提出されています。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。失礼いたします。議案第2号についてご説明をいたします。
議案書は6ページからになります。こちらの方をお開きください。
申請番号1番。土地は〇〇町にあります畑1筆の、面積が102㎡です。亡き母が平成20年頃まで野菜を作っていたが、家族が多かったため駐車場として利用をしていたということで、申請が提出をされております。既に利用をされておりましたので始末書添付です。それに伴い、工事完了時期についてはございません。農地区分につきましては農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地。許可基準の該当事項は、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ると判断をしております。

続きまして、申請番号2番です。土地は〇〇町にあります畑1筆の、面積が121㎡です。住宅敷地の空きスペースが狭いため、申請地を駐車場とし

て利用をしたいということで、申請が提出をされております。工事完了時期につきましては、令和3年3月となっております。農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地。許可基準の該当事項については、周辺の他の土地に立地する事が困難な場合は許可し得ると判断をしております。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。
地元委員さん、何かございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑も無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。
議案第2号 農地法第4条の規定による2件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号 農地法第4条の規定による2件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

《議案第3号 農地法第5条 許可申請》

会 長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。
農地法第5条の規定による許可申請が7件提出されています。この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。失礼いたします。それでは、議案第3号について御説明をさせていただきます。

まず、申請番号1番。権利の内容は賃借権設定となっております。土地につきましては、〇〇町にある田1筆の、面積が690㎡です。現在の社屋の駐車場敷地に事務所を増設する計画にあたり、新たに駐車場を整備する必要

があるということで、申請が提出をされております。工事完了時期につきましては、令和3年2月28日です。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地で許可し得ると判断をしております。

続きまして、申請番号2番。権利の内容は賃借権設定になっております。土地は〇〇町にあります田1筆の、面積が166㎡です。申請地の隣接地でパンの製造業を行っており、現在の駐車場が手狭になってきたため、申請地を駐車場及び通路として利用したいということで、申請がされております。すいません。こちらは記載が漏れておまして、事務局で現地確認を行った際に、本申請地につきまして、バラスを敷かれている現状がありましたので、始末書添付となっております。ただし、工事が完全に終わっている訳ではありませんので、工事完了時期につきましては、ここに記載してあるとおりの令和3年2月15日となっております。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地で許可し得ると判断をしております。

続きまして、申請番号3番。権利の内容は所有権の移転になっております。土地につきましては、〇〇町にあります畑1筆、面積578㎡です。建設業を営んでおり、現在の事業所だけでは手狭になったため、申請地を駐車場として利用したい。また、事業を拡大していく上で資材を保管するスペースが必要だったため、いっしょに資材置場も整備をしたいということで、申請が提出をされております。工事完了時期につきましては、令和3年1月31日です。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地で許可し得ると判断をしております。

続きまして、申請番号4番。権利の内容は所有権の移転になっております。土地は〇〇町にあります田2筆、面積が合計で964㎡です。住環境が良い申請地に建売分譲住宅を建設したいということで、建売分譲住宅2区画を965.51㎡に計画をされ、申請が提出をされております。こちらにつきましては、登記簿上の面積と違いますけれども、これにつきましては、実測によるずれとなっております。工事完了時期につきましては、令和3年6月30日。農振除外の手続については済んでおります。農地区分については、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地。許可基準の該当事項は、周辺の他の土地に立地する事が困難な場合は許可し得ると判断をしております。

続きまして、申請番号5番。権利の内容は所有権の移転になっております。土地は〇〇町にあります田1筆の、面積631㎡です。住環境が良い申請地に建売分譲住宅を計画したいという事で、同時利用地として13.83㎡の宅地を含む、合計644.83㎡に建売分譲住宅2区画を計画され、申請が提出

をされております。工事完了時期につきましては、令和3年4月30日。農振除外手続については済んでおります。農地区分につきましては、水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ半径500m以内に2以上の教育施設、医療施設が存する農地で、第3種農地。許可基準の該当事項については許可し得ると判断をしております。

続きまして、申請番号6番。権利の内容は所有権の移転になっております。土地は〇〇町にあります畑2筆の、面積が2筆合計で294㎡です。太陽光発電施設用地として適地であるため、太陽光発電施設を建設したいということで、同時利用地として、宅地241.8㎡を含む合計535.8㎡に太陽光発電施設を計画され、申請が提出をされております。工事完了時期につきましては、令和3年の4月です。農地区分については、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地。許可基準の該当事項は、周辺の他の土地に立地する事が困難な場合は許可し得ると判断をしております。

続きまして申請番号7番。権利の内容は賃借権設定による一時転用になっております。土地は〇〇町にあります田1筆の、面積985㎡です。九州新幹線西九州ルート工事のため、作業ヤード、資材置場等として利用したいということで、申請が提出をされております。賃借期間につきましては、令和3年の1月24日までとなっております。農地区分につきましては、農用地区域内にある農地で、農用地区域内農地。許可基準の該当事項は、一時的な利用に供するものとして許可し得ると判断をしております。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があれば、説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

〇〇番委員 はい3番。1番の申請ですけど、申請場所は〇〇の南側にある〇〇の西側に面積が7畝位あります。そこは2、3年前から、もう水田とか野菜とか作ってないようであります。〇〇の南側には、何か所か水田で田んぼを様な所はありますけど、この申請場所は周りが全て住宅で稲とか作るのはちょっと無理じゃないかなというような場所であります。そこにはまだパイプラインが引いてありまして、埋め立て等をする場合にですね完全に殺してから工事をやってくれという様なことを言っております。以上です。

会 長 はい。ありがとうございました。他に？

(なし)

会 長 他にないようでございますので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、質疑も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第3号 農地法第5条の規定による7件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号 農地法第5条の規定による7件の許可申請につきましては、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

—————《議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請

及び 農地法第5条の規定による許可申請》—————

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。

議案第4号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請」が1件提出されています。この議案について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。失礼いたします。議案第4号についてご説明いたします。農地転用許可後の事業計画変更の申請及び農地法第5条の規定による許可申請になります。

番号1番です。この件につきまして、平成14年3月29日付で、〇〇町の畑5筆の、面積は5筆合計1300㎡において、建売分譲住宅3区画の計画で許可を株式会社〇〇さんの方が受けられておりましたが、見取図、及び土地利用計画図の29ページの方を見ていただいたらわかりやすいんですけども、当初申請を提出した際に、〇〇と〇〇についても開発地として計画をしていたが、この時には所有者の承諾が得られなかったため断念をし、5筆で申請をしたということございましたけれども、所有者の方が高齢になり、管理が出来ないという申し出がありまして、未完成である部分と区画数を増やして住宅を販売したいということで、申請が提出をされております。

ここで言う未完成というのは、これも29ページを見ていただきたいのですが、右上の斜線部になっております〇〇の箇所になっております。同じく斜線部になっております〇〇と通路となっている2箇所につきましては、既に完成をしている部分になります。

先程、申請理由の所で、区画数を増やして販売したいということでありま

したけれども、施設の概要を見ていただきますと、変更前3区画、変更後も3区画ということで、区画数は変わらないような協議になっておりますが、先程、完成している部分として申しました〇〇につきましては、当初許可時はですね、〇〇に2区画の建売分譲で許可を受けられておりました。しかし、事業計画変更の許可を受けられることなく、この区分が1区画に変更され、現在、土地に家が建っている状況になっております。

この件につきまして、許可元の佐賀県農産課の方に確認をしたところ、許可を受けずに変更され、既に建物が完成している部分については、始末書を添付するよう指導がっておりますので、始末書添付になっております。

工事完了時期の記載等が漏れておりますけれども、工事完了時期については、令和3年4月1日となっております。今回拡張を計画され、新たに申請された〇〇町の畑、5条区分の2筆の分について、〇〇と〇〇についての農地区分については、第3種農地の見込まれる区域で、農地規模が概ね10ha未満である2種農地。許可基準の該当事項は、周辺の他の土地に立地する事が困難な場合は許可し得ると判断をしております。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

(なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見等も無いようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。
議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

会 長 次に、議案第5号を議題とします。議案第5号「武雄市農用地利用集積事業計画（案）」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 失礼いたします。別冊「農業地利用集積事業計画（案）」についてご説明いたします

1ページをご覧ください。こちらに令和2年度第9号利用権設定計画案を記載しています。

2ページを御覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町なし。

橘町、田、新規、2件、8筆、11,487㎡。

再設定、9件、21筆、44,509㎡。

朝日町、田、新規、2件、6筆、6,745㎡。

再設定、7件、13筆、14,703㎡。

若木町、田、再設定、1件、1筆、475㎡。

畑、新規、1件、1筆、437㎡。

武内町、田、新規、1件、1筆、821㎡。

再設定、3件、5筆、12,671㎡。

東川登町、田、再設定、1件、1筆、2,486㎡。

西川登町、田、新規、1件、1筆、1,920㎡。

山内町、田、新規、2件、2筆、2,491㎡。

再設定、13件、25筆、31,255㎡。

北方町、田、再設定、6件、13筆、24,730㎡

となっています。

3ページ以降に各町の詳細を記載しています。

次に、23ページに記載をしております利用権設定解除をご覧ください。番号8番。朝日町中野の田502㎡については、12月1日に農業公社の方から、引き続き継続して耕作することになったので、利用権解除を取り消したいとの連絡があり、修正が間に合いませんでしたので、番号8番については削除をお願いします。

以上、農業経営基盤促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第5号について、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 利用権設定解除の件。貸し手借り手の都合が、3条申請が3番と7番と思うんですけどね。その後のフォローは事務局からはされてるのかされてないのか。というのは、せっかく推進委員さんが今日見えてるので、地元の農業委員にこの報告ができてるのか、できてないのか。それがですね、例えば、麦作をする時は特に早めにしとかないと、継続の補助金が出なくなるわけで

すね。そういうこともありますので、せっかく推進委員さん見えてますので、もし借り手がない場合にはどうするのか、その辺を検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

事務局 はい。最初の申し出があった際に、その後はどうされますかという質問を必ずしています。それで貸し手の方がどうしても作りきれない場合は、推進委員さんや農業委員さんに連絡をして、誰か作ってくださる方がいないかということをご相談をさせていただいているんですけど、農地によってはなかなか見つからなかったりするのが現状ではありますけれども、なるべく作っていただく方を探していただくというようにしてはおります。

会 長 よかですか。

〇〇番委員 よかですよ。ただ、問題は人農地プラン絡みがあってですね、こい半年でも1年でも空けば荒地になるたいね。そのために推進委員さんもおられるとやけんが早急にしてもらいたい。4、5、6の件はですね、〇〇委員さんがどうしたらいいかと、まず地元で誰かを見つけてくれんですかと。うちの隣接地区でもあるけど、あくまでも地区内でしてもらった方がよくなかかと、恐らく中村さんまだ次の書類ができないけんがこのままの状態になつとと思うけんですね。そいなら、いろいろ二毛作助成とか麦の場合ですね、3月までにせんと営農補助金が出んごととですよ。そいけん、早急にしてもらいたかというのが私の考えでございますので。それは、もらわんでもよかばいって言うぎそいでよかけど、なるだけ米も採れんし、米価は下がるし、国から補助金のあるとは麦くらいのもんやけんが、しっかりやってもらって荒地がないようにしてもらいたいというのが私の考えでございます。

〇〇推進委員 はい。〇〇の推進委員の〇〇ですけど、今の件の4、5、6は〇〇集落営農の方で引き受けることにして、もう麦も撒いております。大体は前の耕作者の馬渡君っていうのが、途中で借り手の都合で放棄したとですけど、その時〇〇集落で農地の持ち主の方と話のついたとですけど、その〇〇さんが判ば先に貰うたもんが勝ちくさって言うて。そいで今も麦を播種しておりますので、この書類ができてから集落の方で出そうって思っていました。それが終わってからよろしくをお願いします。

会 長 今のように後でということもあるかと思いますが、これについては〇〇委員さんが言われた様に最適化推進委員さんも、麦補助金がある時には補助金を正確に使いたいんじゃないかなろうかと思いますが、今後ともそういう時には一体となって推進していきたいと思います。この4、5、6については、朝日町については、もう麦が麦作されておるということを知りましたので、安心をいたしました。

それと、私からお尋ねでございますが、18ページ11番の米30kg、

10a 当たり、これ物納じゃなくて、相当の金額って書いてあるばってんが、どん位の値段で計算した方が良いのか、皆さんどう思う。俺はもう物納じゃなし現金ばってんがて言われたとでは、30kgの40kgの50kgていろいろありますが、その時にその位の現金ばって言われた時に、基準としてどうしたもんやろかなと私も思うたけんが。30kg相当額てどん位ですか。

〇〇番委員 はい。相当の金額というのは、農協からの保有米の購入の金額で私たちは話をしています。住吉の場合は30kg〇〇円でいくようにしてますので、金額で言うたら〇〇円ですね。共乾によっては〇〇円っていうのもあるかもしれんけど、大体、私たちは〇〇円位。

会 長 共乾の保有米の金額ということですね。はい。ありがとうございました。

〇〇番委員 はい。20ページの2番もあるですけんね。北方。40kgで10a相当の現金って書いてあるけど。米は40kg、現金は〇〇円という様な金額ですね。

会 長 まあ、目安としては共乾の保有米価格が妥当だということではないかと。参考には、やっぱり共乾の保有米価格を参考にすれば、現金で欲しかって言われたら、その金額になるんじゃないかなと思いますので、その点は共乾の保有米価格を参考にさせていただければなと思っております。
他になにかございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、他に無いようでございますので、議質疑をとどめます。
議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

《議案第6号 武雄市非農地証明》

会 長 次に議案第6号を議題とします。武雄市非農地証明について、4件の証明願いが提出されています。この議案について事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。失礼いたします。議案第6号について御説明をいたします。
資料につきましては、議案書の11ページから。見取図及び事業計画図につ

いては32ページからになりますので、そちらの方をお開きください。

それでは、申請番号1番。土地は〇〇町にあります田1筆の、面積40㎡です。昭和50年頃、国道34号の新設により分断された土地であり、隣接地への乗入口として使用をしていたということで、申請が提出をされております。非農地証明事務処理要領の該当事項については、5号の人為的に無断転用された土地で、かつその転用行為から20年以上経過し、農業委員会が証明書の交付を行うこともやむを得ないと認めた場合に該当すると判断をしております。

続きまして、申請番号2番。土地は〇〇町にあります田1筆の面積322㎡です。平成5年頃から中古車の廃車車両置場として利用をしていたということで、申請が提出をされております。非農地証明事務処理要領の該当事項は5号の人為的に無断転用された土地で、かつその転用行為から20年以上経過し、農業委員会が証明書の交付を行うこともやむを得ないと認めた場合に該当すると判断をしております。

続きまして、申請番号3番。土地は〇〇町にあります畑2筆の、面積が598㎡と114㎡です。みかんを作っていたが、平成9年頃管理ができなくなり、植林をしたということで、申請が提出をされております。非農地証明事務処理要領の該当事項は、5号の人為的に無断転用された土地で、かつその転用行為から20年以上経過し、農業委員会が証明書の交付を行うこともやむを得ないと認めた場合に該当すると判断をしております。

最後に、申請番号4番。土地は〇〇町にあります田4筆、畑4筆。面積が合計で3075㎡となっております。周辺が山林で日影となり作物の育成が悪く、農業機械の搬入が困難で、耕作をしなくなり荒廃してしまったということで、非農地証明事務処理要領の該当事項については4号の自然的荒廃地であって、かつ耕作できなくなってから10年以上経過し、容易に農地への復元も困難で、農地として利用される可能性のない土地に該当する、と判断をしております。こちらは、議案第1号の番号11番の所でご説明をさせていただいた3号と分けて提出いただいた分になっております。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第6号について地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(なし)

会 長 ないようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので質疑をとどめます。議案第6号、4件の武雄市非農地証明について、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号、武雄市非農地証明4件については原案どおり証明することに決しました。

《閉会》

会 長 以上をもちまして、本日の議案・報告については、すべて終了しました。これを持ちまして、令和2年12月の農業委員会総会を終わります。